

# 和歌山レスキューサポートバイクネットワーク(WRB) 発災時行動マニュアル

## 一、発災直後

- ①震度5強以上の揺れを感じた時(棚から物が落ちる・立っているのが困難等を感じた時)、水害が発生した時、土砂災害が発生した時等災害が発生した時、隊員は家族の安否確認を行う。
- ②自宅等のガス・電気を遮断し、家族の安否確認後自身と家族の安全を確保した後、近隣を調査し、必要があれば救出救護活動を行うとともに、会員(隊員)同士連絡を取り合う(電話・メール・無線・バイク・徒歩等)。
- ③地元での救出救護活動の必要が無ければ、WRBの集合場所に集合する(集合場所は後日決定)。
- ④以下、複数で行動する。
- ⑤市町村の災害対策本部等に対して協力を申し出る。
- ⑥市町村災害対策本部から指示等が無い場合は、安全を確保しながら、被害状況等(救出救護の必要性・家屋の状況・避難場所の状況・道路や橋の状況・火災の有無・土砂災害)を独自に調査する。但し、公的機関の活動を妨げないよう注意する。確実な情報を公的機関に提供する。

## 二、発災数日後

- ①ボランティアセンターが設置されればボランティアセンターに登録し、WRB本部を設置する。場所は市町村役場近くやボランティアセンター近くが望ましい。  
WRBのテーブルを用意し、WRBフラッグ又はロゴマークを設置する。出来ればテントを用意する。可能であれば無線機(屋外用アンテナ)を設置する。
- ②WRB本部は2名以上常駐し、WRB会員(隊員)や他府県RB及び個人バイクボランティアのコーディネートを行う。収集した情報を記録整理し、ニーズの掘り起こしとボランティアへの指示を行う。

## 三、活動内容

- ①被災状況や2次災害の恐れを調査(上記一、の⑥)  
調査項目(火災、要救助、道路・橋の状況、崖崩れ、電気、電話、家屋の状況、避難状況「場所と人数」)
- ②避難所への連絡
- ③避難所、又は住民への救援物資や依頼された物資の運搬等
- ④活動中のボランティアに不足品の納入等
- ⑤安否の確認
- ⑥関係機関から依頼された緊急活動
- ⑦その他復旧復興活動

## 四、その他

- ①安全な活動をモットーとし、危険な活動は行わない。
- ②原則として、夜間の二輪活動は行わないことを基本とする。
- ③調査活動・救出救護活動・避難誘導活動中、各家庭のガスボンベのバルブと電気のブレーカーを閉じる。  
(通電した際の漏電やスパークによる火災発生の予防)
- ④余震等の可能性もあるので各自安全対策を怠らないようにし、手袋・ヘルメット等は必ず着用すること。チェーンソー・エンジンカッター等の使用中はゴーグルを着用すること。
- ⑤ガス漏れやガソリン・灯油等の流出があるときは、チェーンソー・エンジンカッター等火花が出るようなものの使用には十分注意し、火気の使用は厳禁すること。
- ⑥無線通信は要点を手短かに送信するよう心掛ける。  
(ブレークが入り易くする)
- ⑦災害時における活動に際して、物不足と廃棄物処理の困難が予想される。その為、物資の調達から廃棄物の処理まで、自己完結型の活動を基本とする。
- ⑧排気サウンドは極力押さえ、スロー走行を心がける。

## 五、平常時

- ①研修及び訓練  
集合訓練、救急救命及びAED、無線運用及び通信、ボランティアの心構え、災害に対する知識及び技能の習得等の研修及び訓練を定期的に行う。
- ②災害訓練への参加  
自治体等が行う訓練等には積極的に参加する。